

税務システムの標準化に伴う証明書等の変更点について

◎物件証明書および登録事項証明書が廃止になります

* 建築年が記載される証明書をご希望の方は、評価証明書または公課証明書を取得してください。

◎名寄帳兼（補充）課税台帳における用紙のサイズと1枚あたりの記載物件数が変更になります

* 用紙サイズ A 3 ⇒ A 4

* 1枚あたりの記載物件数 土地12筆・家屋7棟 ⇒ 土地家屋合わせて4件

◎公課証明書における固定相当税額および都計相当税額の記載内容が変更になります

* 令和8年9月23日以前は、税額軽減や減免、免税点を考慮した税額を表示しておりましたが、国が規定する標準化様式では税額軽減等（新築住宅軽減など）を考慮しない仕様のため、以前とは表示される値が異なる場合があります。

* 軽減税額および減免税額の確認を希望される方は、名寄帳兼（補充）課税台帳の取得又は課税課窓口にお申し付けください。